（情報技術事業適応に係る課税の特例）

第十一条の十九　法第二十一条の二十八の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十七による確認申請書（次項及び第三項において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が産業競争力強化法第二十一条の二十八の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号。次項及び第四十八条第一項において「情報技術事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに成長発展事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該事業適応計画が産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から一年を経過する日までに開始するものであり、かつ、当該事業適応計画に係る成長発展事業適応が成長発展事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、第十一条の三第一項の認定書又は第十一条の四第四項の変更の認定書においてその旨を表示するものとする。

（情報技術事業適応に係る課税の特例）

第十一条の十九　法第二十一条の二十八第二項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十七による確認申請書（次項及び第三項において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号。次項及び第四十八条第一項において「情報技術事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　［略］

第十一条の二十及び第十一条の二十一　削除

（証明の求め）

第十一条の二十　法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者（次項及び次条において「確認認定事業適応事業者」という。）は、認定事業適応計画の終了の日を含む事業年度までの毎事業年度終了後一月以内に、主務大臣（当該認定事業適応計画の認定をした主務大臣をいう。第四項及び次条において同じ。）に対し、その実施した成長発展事業適応が認定事業適応計画に従って実施されたものであることの証明を求めることができる。

2　確認認定事業適応事業者は、前項の規定による証明の求めをするときは、様式第十八の十九による適合証明申請書（次項及び第四項において「適合証明申請書」という。）を提出するものとする。

3　適合証明申請書には、第十一条の三第一項の認定書の写し又は第十一条の四第四項の変更の認定書の写しを添付するものとする。

4　主務大臣は、適合証明申請書及び前項の書類のほか、実施した成長発展事業適応が当該認定事業適応計画に従って実施されたものであることを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（適合証明書の交付）

第十一条の二十一　主務大臣は、前条第一項の規定による証明の求めを受けた場合において、認定事業適応計画に照らしてその内容を審査し、当該認定事業適応計画に従って実施されたものと認めるときは、様式第十八の二十による適合証明書を、当該確認認定事業適応事業者に対し、交付するものとする。